

IV CVMによる評価

1 CVMとは

本マニュアルでは、環境保全便益のうち、保健休養便益の評価に当たっては、CVM (Contingent Valuation Method: 仮想評価法) を基本として行うこととしている。

CVMは、環境評価等貨幣換算が困難な対象について客観的に評価することに適した手法であり、アンケートを用いて人々に当該便益の評価を貨幣換算して示してもらうものである。

アンケートの作成に当たっては、その質問の仕方次第で大きく回答が異なってくることから、細心の注意を払う必要がある。

このため、回答者から可能な限りゆがみの少ない回答を得ることを目的として米国商務省国家海洋大気管理局(NOAA)が1993年に報告したガイドラインにおいてその具体的な注意事項を示している。

NOAA ガイドライン

| ガイドライン | 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 一般項目 | |
| サンプルサイズ | 統計的に十分なサイズが必要。 |
| 回収率 | 回収率が低いと信頼性も低くなる。 |
| 個人面接 | 郵送方式は信頼性が低いので個人面接方式が望ましい。電話方式も可。 |
| 質問者による影響のチェック | 質問者がいるときといないときとを比較すべき。 |
| 報告 | サンプルの定義、サンプルサイズ、回収率、未回答項目などすべてを報告しなければならない。 |
| 質問事項の事前テスト | 事前に小規模なアンケートを行って質問項目をチェックすることが必要。 |
| 調査項目 (これまでの優れたCVMでは満たされていたもの) | |
| 控えめなアンケート設計 | 異常に高い金額が出ないように控えめな設計を心がける。 |
| 支払意志額 | 受入補償額(WTA)より支払意志額(WTP)を用いること。 |
| 住民投票方式 | 質問形式は住民投票方式にすべき。 |
| 環境政策の説明 | 評価しようとする環境政策を適切に説明しなければならない。 |
| 写真の事前テスト | 写真による影響を調べなければならない。 |
| 他の対象についての言及 | 破壊されないその他の環境資源が存在することや、将来の環境資源の状態について触れること。 |
| 評価時期 | 環境破壊の事故から十分な時間が経過してから評価すること。 |
| 通時的平均 | 異なる時点で評価して平均をとること。 |
| 「答えたくない」オプション | 賛成/反対だけではなく、「答えたくない」も選べるようにすること。 |
| 賛成/反対のフォローアップ | なぜ賛成/反対したかを尋ねること。それほど価値がない、わからない、企業が払うべき、など。 |
| クロス表の作成 | 所得、対象についての知識の有無、対象地までの距離などで分類してクロス表を作成すること。 |
| 回答者の理解 | 回答者が理解できないほど複雑な質問にならないようにすること。 |
| 目標項目 (これまでのCVMでは満たされていなかったもの) | |
| 代替的支出の可能性 | お金を支払うと回答すると、その他の財の購入に使えるお金が減ることを認識させなければならない。 |
| 取引価値 | 環境保護にお金を支払う行為そのものに満足する「倫理的満足」の影響を取り除くこと。 |
| 定常状態と一時的損失 | 自然環境は常に状態が変動しているので、変動の範囲と定常状態を認識させなければならない。 |
| 一時的損失の現在価値 | 一時的に自然が破壊された後、自然回復の状態を踏まえて現在価値で評価することが必要。 |
| 事前の承認 | 仮想的シナリオについて事前に承認を得ること。 |
| 信頼できる参照アンケート | いくつかのアンケート結果を比較検討して信頼性を確認する。 |
| 立証責任 | 以下の場合、評価結果の信頼性は低いと判断される。回収率が低い、環境破壊の範囲を示していない、回答者が理解不能、「賛成/反対」の理由が不明 |

本マニュアルにおいては、適正な評価額を得るため、このNOAAガイドラインを意識しつつ、可能な限り簡略化した調査方法をとることを念頭に置き、調査を実施することとする。

2 調査実施の手順

(1) アンケートの作成

林野公共事業においては、保健休養の場として整備する森林を対象としてCVMにより評価することとなるので、CVMのアンケートにおいて回答者の支払い意志額は、事業実施後の整備された森林の区域内へ入場するために支払っても良い金額について調査を行うこととする。

アンケートの作成に当たって注意すべき事項は以下のとおり。

- ① 事業実施個所認知の有無
- ② 当該地区を訪れたことがあるか否か
- ③ 事業実施個所の現況説明
- ④ 当該箇所で実施しようとする事業の内容及びその便益
- ⑤ 事業実施後の当該区域への立ち入りにあたり支払っても良い金額の質問
- ⑥ 回答者の情報（性別、年齢、世帯年収、家族数等）

なお、アンケートの作成例は本マニュアル巻末の「(4) CVMアンケート作成例」を参照のこと。

(2) アンケート配布及び回収

① アンケートの実施方式

アンケートを実施するに当たっては、精度の点からは個々の回答者に直接聞き取りを実施する「面接方式」が有利ではあるが、非常に手間がかかるため、郵送によって質問状を送り、回収する「郵送方式」によってもよいこととする。

② サンプル数

サンプル数については、有効票100程度は確保するという観点から、200サンプル程度以上を抽出し、対象とする。

③ 回答者の選出

回答者の選出に当たっては、自然保護に関心のある者に偏ってしまうといったことのないように、受益世帯の住民名簿等から無作為に選出する。

(3) アンケートの集計

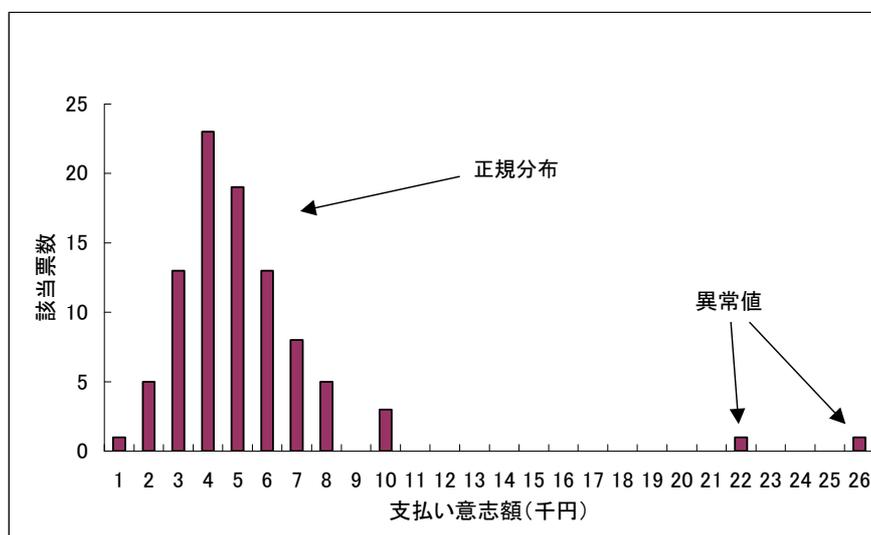
① 有効票について

回収したアンケートは、有効票と無効票に分類し、有効票の数値でもって全体を推計することとする。

例えば、200サンプルを郵送し、回収できたものが110サンプルであり、そのうち、「アンケートに答えたくない」という回答や無記入票、あるいは次の「アンケートの集計」で述べる異常値票が20サンプルあった場合、当アンケートにおける有効票は $110 - 20 = 90$ となる。

② アンケートの集計

アンケートの結果をグラフに記入し、その分布が正規分布となることを確認した上、著しく外れた支払い意志額を示すサンプルは無効票として処理する。



以上の結果から、正規分布を構成するサンプルのみを有効票とし、その平均支払い意志額を把握する。

この結果から得られた平均支払い意志額は、本マニュアル「Ⅱ 個別便益の算定 3 環境保全便益 12) 保健休養便益」の算出における U に該当する金額であり、保健休養便益の算出に用いるものとなる。

●記入された あなたご自身についてお聞きします。

Q7. あなたの性別は

- ① 男性 ② 女性

Q8. あなたの年齢は

Q9. あなたのお宅の年収（家族年収）は、税込みでおよそいくらですか。もし、よろしければお教え下さい。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 200万円未満 | ⑤ 800～1,000万円 |
| ② 200～400万円 | ⑥ 1,000～1,200万円 |
| ③ 400～600万円 | ⑦ 1,200～1,400万円 |
| ④ 600～800万円 | ⑧ 1,400万円以上 |

Q10. 同居されている家族の人数は、あなたを含めて何人ですか。

Q11. あなたの居住する地域はどちらですか。

- ① ○○県内 ② ○○県外 → () [都・道・府・県]

以上でアンケートを終わります。ご協力ありがとうございました。

第2章 林野公共事業の新規採択時の評価手法の明確化について

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

林野公共事業においては、新規採択の適正な実施に資するため、その効率性及び実施過程の透明性等の一層の向上に加え、必要性、効率性及び有効性の観点から評価の項目（以下「チェックリスト」という）を明確化するとともに、これにより評価を行いその結果を公表することとする。

(2) チェックリストの明確化

1) チェックリストの位置付け

新規地区採択する必要性等を明らかにすることにより、採択手続の透明性・客観性の確保を図るものとする。

2) チェックリストの内容

① チェックリストの項目は、当該事業の目的を達成するための基本的事項（必須事項）に加え、新規採択に当たり必要性、効率性及び有効性の観点と、各事業の実施要領等に定める事項（優先配慮事項）及び林政の推進方向等から新規採択に当たって必要な事項とする

② チェックリストについては、新たな施策の展開に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

(3) 手続き等について

1) 評価対象事業

林野公共事業（ただし、災害関連事業及び施設の維持管理に関するものは除く。）の新規採択要望箇所等について評価を行う。

2) 公表等

林野庁は、チェックリストに基づき新規採択する地区を評価するとともに、その結果をインターネット等を活用して速やかに公表する。

2 治山事業

平成 年度新規採択チェックリスト
(治山事業)

(事業名：)

(都道府県名：)

(地区名：)

I 必須事項

| 項 目 | 審 査 の 内 容 | 判 定 |
|--|---|--------------------------|
| 1. 事業の必要性が 明確であること (必要性) | ・山地災害の防止、水源の涵養 ^{かん} 、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認められること。 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 技術的可能性が 確実であること | ・地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 事業による効率 性が十分見込まれ ること (効率性) | ・費用便益分析の結果が1.0以上であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 事業の採択要件 を満たしているこ と | ・事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 自然環境の保全、 景観への配慮がな されていること | ・自然環境・景観の保全・形成の視点からみて、当該事業が適当であること。 | <input type="checkbox"/> |

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | | 評価 |
|------------|----------------------|-----|-------------------------|------|---|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| 1 有効性 | (1) 地域住民の生命・財産の保全・安全 | | 山地災害からの住民の生命・財産の保全と安全確保 | A | 流域保全上重要な河川上流、かつ、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。 | |
| | | | | B | 流域保全上重要な河川上流又は、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| | (2) 水源涵養の維持増進 | | 事業実施による水源涵養の発揮 | A | ダム等の取水施設上流の水資源の確保に資するための計画である。 | |
| | | | | B | 上記A以外での水資源の確保に資するための計画である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| | (3) 生活環境の保全・形成 | | 事業実施による生活環境の保全・形成機能の発揮 | A | 事業の実施により生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮する計画である。 | |
| | | | | B | 事業の実施により生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかの機能を発揮する計画である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| 2 効率性 | (1) 事業の経済性・効率性 | | 事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減 | A | 事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コスト縮減効果の発現が期待できる計画である。 | |
| | | | | B | 事業の経済性・効率性が確保されている計画である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| 3 事業の実施環境等 | (1) 自然環境・景観への配慮 | | 自然環境保全機能の発揮 | A | 自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 | |
| | | | | B | 上記Aには該当しないが、自然環境・景観に対して配慮がなされている計画である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| | (2) 地域材の有効利用 | | 地域材利用の計画 | A | 次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。 | |
| | | | | B | 上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| | (3) 森林整備の推進 | | 効果的な森林整備の計画 | A | 森林整備を実施する計画である。 | |
| | | | | B | 治山施設整備により森林整備が促進される計画である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | | 評価 |
|---------------|------------|---------------------------|-----------------|---|--|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| | (4) 緊急性 | ① 人家等の保全 | 保全対象施設の内容 | A | 保全対象に市街地又は集落、主要公共施設（道路等を含む）、災害時要援護者施設等が含まれる。 | |
| | | | | B | 保全対象に上記A以外の農地、ため池、用排水施設、漁場等が含まれる。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | | | － | 該当しない。 | |
| | | ② 山地災害等の防止 | 山地災害の発生状況及び被害状況 | A | 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害が発生した地区。 | |
| | | | | B | 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害の発生のおそれがある地区。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の地区である。 | |
| | | | | － | 該当しない。 | |
| | | ③ 災害発生の危険度 | 山地災害危険地区の危険度等 | A | 山地災害危険地区の危険度がA又はBになっている地区、若しくは山腹崩壊等が発生している地区である。 | |
| | | | | B | 山地災害危険地区の危険度がCとなっている地区、若しくは山腹崩壊等の発生のおそれが極めて高い地区である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の地区である。 | |
| | | | | － | 該当しない。 | |
| | ④ 水資源の確保 | 渇水、土砂等の流入及び水質の汚濁等の被害の発生状況 | A | 生活用水等の利用に係る水源森林で、次のいずれかの項目に該当する地区。 （ア）過去、渇水被害が発生 （イ）生活用水等への土砂等の流入、水質の汚濁等が発生 | | |
| | | | B | 生活用水等の利用に係る水源森林で、過去に生活用水等への影響はなかったものの、土砂等の流出が発生した地区である。 | | |
| | | | C | 上記A、B以外で水資源の確保の必要性がある地区である。 | | |
| | | | － | 該当しない。 | | |
| | ⑤ 他事業への影響 | 他事業との関連 | A | 当該事業を早急に実施しなければ他事業の進捗等に著しい影響が生じる。 | | |
| | | | B | 当該事業を早急に実施することにより他事業の円滑な推進に資する。 | | |
| | | | C | 上記A、B以外である。 | | |
| | | | － | 該当しない。 | | |
| (5) 効果的な事業の推進 | ① 地域関係者の理解 | 地域関係者の同意又は理解 | A | 地域関係者等から同意又は理解を得られている。 | | |
| | | | B | 地域関係者等から同意又は理解を得られる見込みとなっている。 | | |
| | | | C | 上記A、B以外である。 | | |
| | ② 他事業との連携 | 他事業との連携の計画 | A | 他事業との連携が図られた計画である。 | | |
| | | | B | 他事業との連携について調整中である。 | | |
| | | | C | 上記A、B以外である。 | | |
| | | | － | 該当しない。 | | |
| | ③ 他計画との関連 | 関連する計画への位置付け | A | 地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連する計画に位置付けられている。 | | |
| | | | B | 地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連する計画に位置付けられるよう調整中である。 | | |
| | | | C | 上記A、B以外である。 | | |

チェックリストの判定基準

（治山事業）

I 必須事項

| 評価の内容 | 判 定 基 準 |
|----------------------------------|--|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。 ・ 地すべりを防止するために必要な事業であって、地すべり防止区域の指定がなされているか、又は確実なこと。 |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 関係法令、治山技術基準等に適合していること。 |
| 3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性) | 費用便益比 ≥ 1.0 |
| 4. 事業の採択要件を満たしていること | 民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱 い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。 |
| 5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | 次の全てに該当すること。 ・ 山崩れ、土石流等により失われた、又は失われるおそれのある森林環境の維持・回復に資する計画となっていること。 ・ 治山施設等の整備について、地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。 |

3 森林整備事業

平成 年度新規採択チェックリスト (森林環境保全整備事業)

| | | | | | |
|-----|--|--------|-------|------|---|
| 事業名 | | | 都道府県名 | | |
| 地区名 | | 計画作成主体 | | 計画期間 | ～ |

I 必須事項

| 項 目 | 審 査 の 内 容 | 判 定 |
|--------------------------------|---|--------------------------|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 森林の有する多面的機能の発揮や安定的な林業経営等の観点から、当該事業が必要であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 地形、地質、地利状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性) | 費用便益分析の結果が1.0以上であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 事業の採択要件を満たしていること | 事業実施要綱、要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 事業による効果の発現が図られること (有効性) | 事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。 | <input type="checkbox"/> |
| 6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | 地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。 | <input type="checkbox"/> |

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | 評価 |
|------------|-----------------|----------------------|-----------------------------|---|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | |
| 1 有効性 | (1) 多様な森林づくり | ① 健全な森林の育成 | 多面的機能を発揮する健全な森林の育成 | A | 事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。 |
| | | | | B | 森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。 |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 |
| | | | | — | 該当しない。 |
| | | | | | |
| | | ② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備 | 効率的かつ安定的な林業経営の確立 | A | 既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。 |
| | B | | | 林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。 | |
| | C | | | 上記A、B以外の計画である。 | |
| | — | | | 該当しない。 | |
| | | | | | |
| | (2) 山村の活性化 | 山村の生活基盤の向上への寄与 | A | 当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。 | |
| B | | | 当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。 | | |
| C | | | 上記A、B以外の計画である。 | | |
| — | | | 該当しない。 | | |
| 2 効率性 | (1) 事業の経済性・効率性 | 事業の経済性・効率性の確保とコスト削減 | A | 事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。 | |
| | | | B | 事業の経済性・効率性が確保されている計画である。 | |
| | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| 3 事業の実施環境等 | (1) 自然環境・景観への配慮 | 自然環境保全機能の発揮 | A | 地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。 | |
| | | | B | 上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。 | |
| | (2) 地域材の有効利用 | 地域材利用の計画 | A | 次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。 | |
| | | | B | 上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。 | |
| | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| | | | — | 該当しない。 | |

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | | 評価 |
|------|---------------|-------------|-----------------|------|---|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| | (3) 効果的な事業の推進 | ① 地域関係者の理解 | 地域関係者の同意又は理解 | A | 地域関係者等からの要望又は同意を得ている。 | |
| | | | | B | 地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | ② 作業体系の整備 | 事業実施のための作業体系の整備 | A | 高性能林業機械による作業体系が確立している。 | |
| | | | | B | 高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | ③ 被害地等の早期復旧 | 森林災害の発生状況 | A | 直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。 | |
| | | | | B | 過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。 | |
| | | | | C | 事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。 | |
| | | ④ 他事業との連携 | 他事業との連携の計画 | A | 他事業との連携が図られた計画である。 | |
| | | | | B | 他事業と連携について調整中である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| | | ⑤ 他計画との関連 | 関連する計画への位置付け | A | 市町村の振興計画等との調整が図られている。 | |
| | | | | B | 市町村の振興計画等と調整中である。 | |
| C | 上記A、B以外である。 | | | | | |
| — | 該当しない。 | | | | | |

**チェックリストの判定基準
(森林環境保全整備事業)**

I 必須事項

| 評価の内容 | 判 定 基 準 |
|--------------------------------|---|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。 |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 地域内の自然的条件、地域森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。 |
| 3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性) | $B / C \geq 1.0$ であること。 |
| 4. 事業の採択要件を満たしていること | 事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。 |
| 5. 事業による効果の発現が図られること (有効性) | 次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。 ・ 関係者の経費負担能力があること。 ・ 地区内におけるこれまでの森林整備の実績、施設の利用状況からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。 |
| 6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | 次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。 ・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。 |

平成 年度新規採択チェックリスト
 (森林環境保全整備事業 [国有林])

| | | | |
|-----------|--|------|---|
| 流域(森林計画区) | | 都道府県 | |
| 森林管理署等 | | 計画期間 | ～ |

I 必須事項

| 項目 | 評価の内容 | 判定 |
|-------------------------------|---|--------------------------|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性) | 費用便益分析の結果が1.0以上であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 管理経営の指針に適合していること | 国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | 地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び機能区分に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。 | <input type="checkbox"/> |

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる評価の観点を示している。

II 優先配慮事項

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | | 評価 | |
|------------|----------------|--|---------------------|------------------|---|----|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | | |
| 1 有効性 | (1)多様な森林づくり | ①健全な森林の育成 | 多面的機能を発揮する健全な森林の育成 | A | 事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。 | | |
| | | | | B | 森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。 | | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | | |
| | | | | — | 該当しない。 | | |
| | | | ②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備 | 効率的かつ安定的な林業経営の確立 | A | | 既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。 |
| | B | 林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。 | | | | | |
| | C | 上記A、B以外の計画である。 | | | | | |
| | | (2)山村の活性化 | | 山村の生活基盤の向上への寄与 | A | | 当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。 |
| | B | | | | 当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。 | | |
| | C | | | | 上記A、B以外の計画である。 | | |
| — | 該当しない。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 2 効率性 | (1)事業の経済性・効率性 | | 事業の経済性・効率性の確保とコスト削減 | A | 事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。 | | |
| | | | | B | 事業の経済性・効率性が確保されている計画である。 | | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | | |
| 3 事業の実施環境等 | (1)自然環境・景観への配慮 | | 自然環境保全機能の発揮 | A | 地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。 | | |
| | | | | B | 上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。 | | |
| | (2)地域材の有効利用 | | 地域材利用の計画 | A | 次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。 | | |
| | | | | B | 上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。 | | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | | |
| | | | | — | 該当しない。 | | |
| | | | | | | | |

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | | 評価 |
|------|---------------|-------------|-----------------|------|---|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| | (3) 効果的な事業の推進 | ① 地域関係者の理解 | 地域関係者の同意又は理解 | A | 地域関係者等からの要望又は同意を得ている。 | |
| | | | | B | 地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | ② 作業体系の整備 | 事業実施のための作業体系の整備 | A | 高性能林業機械による作業体系が確立している。 | |
| | | | | B | 高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | ③ 被害地等の早期復旧 | 森林災害の発生状況 | A | 直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。 | |
| | | | | B | 過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。 | |
| | | | | C | 事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。 | |
| | | ④ 他事業との連携 | 他事業との連携の計画 | A | 他事業との連携が図られた計画である。 | |
| | | | | B | 他事業と連携について調整中である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| | | ⑤ 他計画との関連 | 関連する計画への位置付け | A | 市町村の振興計画等との調整が図られている。 | |
| | | | | B | 市町村の振興計画等と調整中である。 | |
| C | 上記A、B以外である。 | | | | | |
| — | 該当しない。 | | | | | |

チェックリストの判定基準
(森林環境保全整備事業 [国有林])

I 必須事項

| 評価の内容 | 判 定 基 準 |
|-------------------------------|--|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。 |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。 |
| 3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性) | $B/C \geq 1.0$ であること。 |
| 4. 管理経営の指針に適合していること | 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。 |
| 5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | 整備内容ごとに、次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にあつては、機能区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。 ・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。 |

平成 年度新規採択チェックリスト
 (森林居住環境整備事業 [国有林])

| | | | |
|-----------|--|------|---|
| 流域(森林計画区) | | 都道府県 | |
| 森林管理署等 | | 計画期間 | ～ |

I 必須事項

| 項目 | 評価の内容 | 判定 |
|-------------------------------|---|--------------------------|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 集落周辺国有林等において生活環境保全機能等住民生活等と密接に関連した機能の発揮が必要な森林の整備と併せて、これらの森林整備に必要な路網の整備を推進する必要があること。 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性) | 費用便益分析の結果が1.0以上であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 管理経営の指針に適合していること | 国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | 地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び機能区分に配慮した集落周辺国有林等の森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。 | <input type="checkbox"/> |

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる評価の観点を示している。

II 優先配慮事項

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | | 評価 |
|------------|----------------|--|--------------------|---|--|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| 1 有効性 | (1)多様な森林づくり | ①健全な森林の育成 | 多面的機能を発揮する健全な森林の育成 | A | 事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。 | |
| | | | | B | 森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| | | | | — | 該当しない。 | |
| | | ②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備 | 効率的かつ安定的な林業経営の確立 | A | 既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。 | |
| | B | 林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。 | | | | |
| | C | 上記A、B以外の計画である。 | | | | |
| | — | 該当しない。 | | | | |
| | (2)山村の活性化 | 山村の生活基盤の向上への寄与 | A | 当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。 | | |
| | | | B | 当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。 | | |
| C | | | 上記A、B以外の計画である。 | | | |
| — | | | 該当しない。 | | | |
| 2 効率性 | (1)事業の経済性・効率性 | 事業の経済性・効率性の確保とコスト削減 | A | 事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。 | | |
| | | | B | 事業の経済性・効率性が確保されている計画である。 | | |
| | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | | |
| 3 事業の実施環境等 | (1)自然環境・景観への配慮 | 自然環境保全機能の発揮 | A | 地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。 | | |
| | | | B | 上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。 | | |
| | (2)地域材の有効利用 | 地域材利用の計画 | A | 次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。 | | |
| | | | B | 上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。 | | |
| | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | | |
| | | | — | 該当しない。 | | |

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | | 評価 |
|------|---------------|--------------|----------------------|------|---------------------------------|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| | (3) 効果的な事業の推進 | ① 地域関係者の理解 | 地域関係者の同意又は理解 | A | 地域関係者等からの要望又は同意を得ている。 | |
| | | | | B | 地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | ② 作業体系の整備 | 事業実施のための作業体系の整備 | A | 高性能林業機械による作業体系が確立している。 | |
| | | | | B | 高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | ③ 生産・流通拠点の整備 | 木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備 | A | 木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。 | |
| | | | | B | 木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | ④ 他事業との連携 | 他事業との連携の計画 | A | 他事業との連携が図られた計画である。 | |
| | | | | B | 他事業と連携について調整中である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外である。 | |
| | | | | - | 該当しない。 | |
| | | ⑤ 他計画との関連 | 関連する計画への位置付け | A | 市町村の振興計画等との調整が図られている。 | |
| | | | | B | 市町村の振興計画等と調整中である。 | |
| C | 上記A、B以外である。 | | | | | |
| - | 該当しない。 | | | | | |

チェックリストの判定基準
(森林居住環境整備事業 [国有林])

I 必須事項

| 評価の内容 | 判 定 基 準 |
|-------------------------------|--|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 地域住民の生活環境の整備等を図ることができる地域であり、区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。 |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。 |
| 3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性) | $B/C \geq 1.0$ であること。 |
| 4. 管理経営の指針に適合していること | 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。 |
| 5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | <p>整備内容ごとに、次の事項に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にあつては、機能区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。 ・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。 |

4 水源林造成事業

平成 年度新規採択チェックリスト (水源林造成事業)

(都道府県名：)
(地 区 名：)

I 必須事項

| 項 目 | 審 査 の 内 容 | 判 定 |
|------------------------------------|--|--------------------------|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 水源を涵養 ^{かん} するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 技術的可能性が 確実であること | 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 事業による効果 が十分見込まれる こと (効率性) | 費用便益分析の結果が1.0以上であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 事業の採択要件 を満たしていること | 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること。 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 事業の実施が確 実に見込めること | 森林所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。 | <input type="checkbox"/> |
| 6. 自然環境の保全、 景観への配慮がな されていること | 自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること。 | <input type="checkbox"/> |

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

| 評価項目 | | | 評価指標 | 判定基準 | 評価 | |
|------------|-----------------|--------------|---------------------|--|---|-----------------------|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| 1 有効性 | (1) 多様な森林づくり | ① 健全な森林の育成 | 森林の多面的機能の発揮 | A | 水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。かつ、分収造林契約予定地にあつては、針広混交林化等の取組がなされる計画となっている。 | |
| | | | | B | 上記A以外の計画である。 | |
| | ② 自然的条件に適合 | 計画の自然条件への適合性 | A | 計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 | | |
| | | | B | 上記A以外の計画である。 | | |
| 2 効率性 | (1) 事業の経済性・効率性 | | 効率的、効果的な計画の確保とコスト削減 | A | 適切な手法・工法が確保されているとともにコスト削減効果の発現が期待できる計画である。 | |
| | | | | B | 適切な手法・工法が確保されている計画である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| 3 事業の実施環境等 | (1) 自然環境・景観への配慮 | | 自然環境保全機能の発揮 | A | 自然環境・景観の保全が求められる地域等であつて、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 | |
| | | | | B | 上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 | |
| | | | | C | 上記A、B以外の計画である。 | |
| | (2) 効果的な事業の推進 | | | 他事業との連携の計画性 | A | 他事業との連携が図られた計画となっている。 |
| | | | | | B | 他事業との連携について調整中である。 |
| | | | | | C | 上記A、B以外である。 |
| | | | | | — | 該当しない。 |

チェックリストの判定基準
(水源林造成事業)

I 必須事項

| 項 目 | 判 定 基 準 |
|----------------------------|---|
| 1. 事業の必要性が明確であること (必要性) | 水源涵養機能 ^{かん} が低下している土地で森林の造成を行い、効果を発現させる必要があること。 |
| 2. 技術的可能性が確実であること | 事業実施予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、当該事業の施工が技術的に可能であること。 |
| 3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性) | $B / C \geq 1.0$ |
| 4. 事業の採択要件を満たしていること | 次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。 ・ 分収造林契約予定地については、林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。分収造林契約によらない事業実施予定地については、森林整備が必要な育成途上の森林であること。 ・ 分収造林契約予定地については、権利関係が明確であって立木の担保ができること。 ・ 分収造林契約予定地については、一団地の面積が5ha以上であること（併括管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。分収造林契約によらない事業実施予定地については、分収造林契約地と同一の林班又は分収造林契約地を含む林班と隣接する林班内の森林であること。 ・ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。 ・ 次のいずれかの箇所に該当すること。 (ア) 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域 (イ) ダム等の上流域等 |
| 5. 事業の実施が確実に見込めること | 森林所有者の意欲が高いこと、造林義務者の労務構成及び林業技術が事業を行う上で十分であること。 |
| 6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること | 地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等であることや必要に応じて景観への配慮がなされていること。 |